申告書の記載例

申告する所得と所得控除は、**令和6年1月1日から12月31日までの1年分**です。

氏名、電話番号などを正しく記入してください。

記入は黒ボールペンでお願いします。

帯広市長様　令和　年　月　日提出

令和７年度市民税・道民税・国民健康保険料 申告書

受付印

市記入欄	確申指	即証	テスト	入力	確認	課より案内

マイナンバーの記入にご協力ください。

個人番号（マイナンバー）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9
お問い合わせ番号	

現住所	帯広市西５条南７丁目１番地				
1月1日現在の住所	※現住所と異なる場合に記入してください。				
フリガナ	オビヒロ　イチロウ	世帯主氏名	帯広 市郎	続柄	本人
氏名	帯広　市郎	代筆者氏名		続柄	
生年月日	明・大・(昭)・平・令 27年5月5日	電話番号	（0155）65－4120		
		業種又は職業			

1. 給与・年金収入

＜給与収入のあった方＞
源泉徴収票などに基づいて記入してください。
＜公的年金の収入のあった方＞
「厚生労働省年金局」以外の公的年金については、2行目・3行目に記入してください。
<u>遺族年金・障害年金は非課税のため、この欄に記入しないでください。</u>

種類	支払者	収入金額	合計
給与	(株)〇〇工業	644,400円	収入合計 850,200円
	××建設(株)	205,800円	給与所得（調整控除後） 円
		円	
公的年金	厚生労働省年金局（遺族年金 障害年金を除く）	700,300円	収入合計 2,150,300円
	〇×連合会	1,450,000円	公的年金等に係る雑所得 円
		円	

2. 所得から差し引かれる金額（扶養に関するもの）

配偶者に所得がある場合、合計所得金額を記入してください。
※ 年金収入・給与収入そのままの金額ではありません。

同一生計配偶者は、配偶者の合計所得金額が48万円以内、申告者本人の合計所得が1,000万円超の方のみ選択してください。（配偶者控除は適用されません）

障害者控除を受けるためには、障害者手帳または障害者控除対象者認定書が必要となります。
（郵送の場合は、写しを添付してください）

区分	氏名	生年月日	障害の程度	市記入欄
配偶者（特別）控除	帯広　美郷	明・大・(昭)・平・令 30・3・1	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
	配偶者の合計所得 200,000円	個人番号（マイナンバー） 1 2 3 4 5 6 7 7 8 8 9 9		
	☑同居 □別居 / 適用区分	☑（老人）配偶者控除 □配偶者特別控除 □同一生計配偶者（控除対象外）		
扶養控除（16歳未満の扶養親族または控除対象外）	帯広　彩	明・大・(昭)・平・令 52・12・24	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
	□同居 ☑別居 / 続柄 子	個人番号 1 2 3 4 5 5 6 6 7 7 8 9		
	帯広　愛子	明・大・(昭)・平・令 17・9・19	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
	☑同居 □別居 / 続柄 母	個人番号 1 2 2 3 3 4 4 5 6 7 8 9		
	帯広　秀俊	明・大・昭・(平)・令 20・3・20	(身体)・精神・療育・その他 2級度	手帳・認定書・Web
	☑同居 □別居 / 続柄 子	個人番号 1 1 2 3 4 4 5 5 6 7 8 9		
		明・大・昭・平・令 ・ ・	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
	□同居 □別居 / 続柄	個人番号		
		明・大・昭・平・令 ・ ・	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
	□同居 □別居 / 続柄	個人番号		

3. 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	障害の程度	市記入欄
	明・大・昭・平・令 ・ ・	身体・精神・療育・その他　級度	手帳・認定書・Web
続柄	個人番号（マイナンバー）		

昨年中に収入のなかった方（非課税の収入のみの方も含む）は、「8. 収入のなかった方の記入欄」の該当項目に記入してください。

4. 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族については、「別居」にチェックを付け、「4. 別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名と住所を記入してください。

氏名	住所
帯広　彩	東京都×〇区1-1

5. 雑所得（公的年金以外の雑所得）

※該当する種目を〇で囲んでください

種目	支払者	①収入金額	②必要経費	①-②所得金額
業務・(その他)	〇△生命	1,000,000円	950,000円	50,000円
業務・その他		円	円	円

6. 所得から差し引かれる金額（本人に関するもの）

※該当する控除を〇で囲み、詳細をご記入ください。

(本人に障害がある障害の程度)	市記入欄	寡婦控除	死別・離婚	ひとり親控除
(身体)・精神・療育・その他 3級度	手帳・認定書・Web	勤労学生控除	（学校名）	

7. 所得から差し引かれる金額（保険料等に関するもの）

区分	項目	金額
医療費控除（①－②－③）・医療費控除特例（①－②－12,000）	①支払った医療費(A)または医薬品等(B)	118,500円
	②保険金などで補てんされる金額	0円
	③所得の5%（最高10万円）（Aのみ）	87,742円
	控除額　区分	30,758円

※医療費控除特例（セルフメディケーション税制）の適用を選択する場合には、「区分」に「1」と記入してください。

区分	項目	金額
社会保険料控除	公的年金から天引きされた額	160,210円
	給与から差し引かれた額	円
	国民健康保険料（個人納付分）	円
	後期高齢者医療保険料（個人納付分）	円
	介護保険料（個人納付分）	円
	国民年金保険料（個人納付分）	円
	その他（任意継続）	10,000円
	その他（　）	円
	合計	170,210円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	生命保険料支払額 新契約	50,000円
	生命保険料支払額 旧契約	150,000円
	介護医療保険料支払額	円
	個人年金保険料支払額 新契約	円
	個人年金保険料支払額 旧契約	円
地震保険料控除	地震保険料支払額	10,000円
	旧長期損害保険料支払額	円

8. 収入のなかった方の記入欄

1. 下記の人から扶養または援助を受けていた 住所 ×△市中央区大通1-1 氏名 帯広　太郎　続柄 父 （学生の場合）学校名	3. 生活保護法による生活扶助を受けていた 年　月　日 ～ 年　月　日
2. 非課税の所得があった 遺族年金・障害年金・雇用保険・児童扶養手当 その他（　）	4. その他（病気・貯蓄等） 病気のため、職につけず預貯金を切り崩して生活していた。

源泉徴収票・保険料の控除証明書などは貼らないでください

9. 事業所得・(不動産所得)の内訳

	項目	金額
収入金額	売上（収入）金額	1,200,000円
		円
	①収入合計	1,200,000円
経費	仕入金額	円
	租税公課	200,000円
	修繕費	895,654円
	地代家賃	円
	水道光熱費	円
	通信運搬費	円
	②経費合計	1,095,654円
	①－②差引所得金額	104,346円

平成26年1月から、事業所得・不動産所得を有する全ての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。

10. 給与所得の内訳

（※日雇、アルバイト等で源泉徴収票のない方）

月	月収
1月	円
2月	円
3月	円
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円
8月	円
12月	円
合計金額	円

11. 配当所得に関する事項

配当の支払者	支払確定年月	収入金額	負債の利子
㈱△×食品	R4・4	100,000円	0円
	・	円	円

12. 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	3,000円
株式等譲渡所得割額控除額	円

13. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種目		①収入金額	②必要経費	③差引金額（①－②）	④特別控除額	⑤所得金額（③－④）
総合譲渡	短期	円	円	円		イ 円
	長期	円	円	円	円	ロ 円
一時		3,000,000円	2,000,000円	1,000,000円	500,000円	ハ 500,000円
				合計 イ＋[（ロ＋ハ）×1/2]		250,000円

14. 事業専従者に関する事項

氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令 ・ ・	専従者給与（控除額）
個人番号（マイナンバー）				従事月数	月	円
氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令 ・ ・	専従者給与（控除額）
個人番号（マイナンバー）				従事月数	月	円

15. 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
火災	R4年3月23日	住宅・家財
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
13,500,000円	13,100,000円	350,000円

16. 給与・公的年金等に係る所得以外（令和７年４月１日において６５歳未満の方は給与所得以外）の住民税の納税方法

☑	給与から天引き（特別徴収）
□	自分で納付（普通徴収）

17. 寄附金に関する事項

※支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

ふるさと納税対象の地方公共団体への寄附	30,000円	条例指定分	北海道	円
北海道共同募金会、日赤北海道支部分 ふるさと納税対象外の地方公共団体への寄附	円		帯広市	円

18. 所得・控除の計算欄

※記入必須項目ではありません

区分		項目		金額
収入金額等	事業	営業等		円
		農業		円
		不動産		1,200,000円
		利子・(配当)		100,000円
		給与		850,200円
	雑	公的年金等		2,150,300円
		業務		円
		その他		1,000,000円
	総合譲渡	短期		円
		長期		円
		一時		500,000円
所得金額	事業	営業等		円
		農業		円
		不動産		104,346円
		利子		円
		配当		100,000円
		給与		200,200円
	雑	公的年金等		1,050,300円
		業務		円
		その他		50,000円
				1,100,300円
		総合譲渡・一時		250,000円
		合計		1,754,846円
所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	ア	170,210円
		小規模企業共済等掛金控除	イ	円
		生命保険料控除	ウ	35,000円
		地震保険料控除	エ	5,000円
		寡婦控除・ひとり親控除	オ	0,000円
		勤労学生控除・(障害者控除)	カ	79 0,000円
		配偶者控除	キ	33 0,000円
		配偶者特別控除	ク	0,000円
		扶養控除	ケ	78 0,000円
		基礎控除	コ	43 0,000円
		アからコまでの計	サ	2,540,210円
			シ	574,516円
		医療費控除	ス	30,758円
		合計（サ＋シ＋ス）	セ	3,145,484円

所得金額の合計①

所得控除額の合計②

※課税台帳作成時に1～16の記入内容を元に計算します。課税に影響はないため記入必須項目ではありません。

以下、市記入欄（何も記載しないでください）

給与収入８５０万円超の方で、以下の条件に該当する方は、所得金額調整控除が適用となります。
・年齢23歳未満の扶養親族を有する方
・納税義務者本人が特別障害者に該当する方
・特別障害者である同一生計配偶者、もしくは、特別障害者である扶養親族を有する方
給与収入８５０万円超の方で、他の納税義務者の方と重複するなどの理由で、「2. 所得から差し引かれる金額（扶養に関するもの）」に上記条件に該当する方を記入できない場合、こちらの欄に記入してください。（例：夫婦ともに給与収入８５０万円以上で、23歳未満の子がいる場合、扶養控除は片方のみの適用となりますが、所得金額調整控除の適用は夫婦ともに可能となります。）

税額計算の流れ

所得金額の合計① － **所得控除額の合計（所得から差し引かれる金額の計）②** ⇒ **課税総所得金額（課税標準額）** × **税率（市民税 6%、道民税 4%）** － **税額控除額**（〇調整控除　〇配当控除　〇住宅借入金等特別税額控除　〇寄附金税額控除） － **配当割・譲渡所得割** ⇒ **所得割額** ＋ **均等割額** ＋ **森林環境税** ＝ **市民税・道民税・森林環境税額**